

伊勢崎市記者会見資料

開発許可情報の Web 閲覧サービス開始について

都市計画部建築指導課

本市では、総合計画が掲げる将来都市像の実現に向け、「ICT 推進基本方針」を策定し、『すぐに使えて』『簡単で』『便利な』行政サービスの提供を目指しています。この取り組みの一環として、このたび開発許可等の行政情報をオンライン上で提供する閲覧システムを構築しました。これにより、窓口へ来庁することなく、自宅の PC 等から情報の確認が可能となります。なお、Web サイトを利用した同情報の閲覧サービスは、県内で初めての取り組みとなります。

1 導入の背景と目的

市街地等で一定規模以上の開発行為を行う際に必要となる開発許可手続きは、関係資料の収集や確認作業が多岐にわたるため、これまで申請者・行政双方にとって大きな事務負担となっていました。

本市では、市総合計画に基づき、ICT（情報通信技術）を活用して行政サービスをより効率的で便利にする取り組みを進めており、今回のサービスもその一環として導入するものです。具体的には、オンライン閲覧による利便性の向上に加え、庁内においても開発許可データを組み込んだ GIS（地理情報システム）を新たに整備いたしました。これにより、行政事務の生産性向上と窓口案内の効率化を図り、手続きに要する時間を短縮することで、市民の皆様の負担軽減を目指してまいります。

2 サービスの概要

市内における開発許可に関する情報を、本市 Web サイト内の地図情報システム『いせさきくわまっぷ』で閲覧できるサービスを開始します。

【閲覧できる主な情報】

- ・ 開発許可情報
(どこでどのような開発行為が許可になっているかの情報)
- ・ 市街化調整区域に関する都市計画決定（線引き）前から宅地であると認められる土地
(都市計画の線引きが行われる前からすでに宅地として認められる土地の情報)
- ・ 大規模指定既存集落
(一定のルールのもとで住宅等の建築が可能な区域)
- ・ 都市計画法第 3 4 条第 1 1 号の規定により条例で指定する土地の区域
(条例に基づき、住宅等の開発行為が認められる区域)

3 運用開始日

令和8年2月24日（火）より運用中

4 周知方法

広報媒体：市ホームページ、広報いせさき3月号、SNS等

窓口配布：建築指導課窓口にてリーフレットを配布

※開発行為とは、建物や施設を作るために、土地の造成を行う工事のことです。

問い合わせ先 建築指導課 高木 TEL0270-27-2792/内線 5457
--